

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 各所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国（函館税務署長）

平成26年4月23日棄却・上告・上告受理申立て

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年10月22日判決、本資料263号－191・順号12315）

判 決

控訴人	B
控訴人	C
控訴人	D
控訴人	E
控訴人ら訴訟代理人弁護士	遠藤 幸子
同	中田 好泰
同	宇野 康枝
同補佐人税理士	木村 武
同	木村 智行
同	原田 佳典
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	函館税務署長
	旭 輝雅
同指定代理人	木村 智博
同	菊池 豊
同	小原 弘行
同	宮森 弘治
同	近藤 達也
同	岡 直之
同	野口 一郎

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 函館税務署長が平成22年3月10日付けで亡Aに対してした同人に係る平成18年分の所得税の更正処分のうち予定納税額を控除する前の税額747万3900円を超える部分及び過

少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

- 3 函館税務署長が平成22年3月10日付けで亡Aに対してした同人に係る平成19年分の所得税の更正処分のうち予定納税額を控除する前の税額45万8300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 4 函館税務署長が平成22年3月10日付けで控訴人Dに対してした同人に係る平成18年分の所得税の更正処分のうち予定納税額を控除する前の税額24万1200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 5 函館税務署長が平成22年3月10日付けで控訴人Eに対してした同人に係る平成18年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額14万3200円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 (1) ア 亡A（以下「亡A」という。）は、平成18年3月24日、P株式会社に対し株式会社F（以下「本件会社」という。）の株式（以下「本件株式」という。）240株を、O株式会社（以下「O」という。）に対し本件株式80株を、Q株式会社に対して本件株式90株をそれぞれ1株当たり5万円で譲渡した。

控訴人E（以下「控訴人E」という。）は、平成18年3月24日、G株式会社に対し本件株式140株を、Oに対し本件株式150株をそれぞれ1株当たり5万円で譲渡した。

控訴人D（以下「控訴人D」という。）は、平成18年3月24日、Oに対して本件株式10株を1株当たり5万円で譲渡した。

- イ 函館税務署長は、亡A、控訴人E及び控訴人Dの上記の本件株式の各譲渡はいずれも所得税法59条1項2号に規定する法人に対する「著しく低い価額の対価」による資産の譲渡に該当し、その時における価額に相当する金額により当該資産の譲渡があったものとみなされるところとして、亡A、控訴人E及び控訴人Dに対して所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行った。

- ウ 本件は、亡A、控訴人E及び控訴人Dが上記の本件株式の各譲渡は「著しく低い価額の対価」による資産の譲渡には当たらないと主張して、上記所得税に係る更正処分のうち申告額を超える部分の取消し及び過少申告加算税賦課決定処分の取消しを求める事案であり、原審係属中に亡Aは死亡し、その子である控訴人B（以下「控訴人B」という。）、控訴人C（以下「控訴人C」という。）、控訴人E及び控訴人Dは、亡Aを相続するとともに、亡Aが提起した訴訟を承継した。

- (2) 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却し、控訴人らが控訴をした。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、被控訴人の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」1ないし3並びに「第3 争点及び争点に関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、本判決における略語は、本文中記載のもののほか、原判決別紙2略語一覧表の例により、原判決別紙4ないし6で用いた略語は、本文においても用いることとする。

- (1) 原判決4頁12・13行目の「以下「O」という。」を「O」と改める。

- (2) 同8頁11・12行目の「甲事件及び丙事件関係」を「東京地方裁判所平成●●年（○○）第●●号及び同●●号事件関係」と改める。

- (3) 同24頁22行目の「建物（本件建物）」から同25頁2行目の「となる。」までを、「建物（本件建物）は3億6400万円、土地（本件土地）は9000万円とするのが相当である。これを前提にすれば本件会社の総資産評価額は5億0167万5000円、純資産額は4956万4000円となり、これを発行済株式数1000株で除すと、1株当たりの価額は4万9564円となる。」と改める。
- (4) 同28頁4行目冒頭から同頁9行目末尾までを削除する。
- (5) 同28頁10行目の「イ」を「ア」と、同頁16行目の「ウ」を「イ」とそれぞれ改める。
- (6) 同28頁12行目の「前記アの金額と近似しており、」を削除し、同頁15行目の「ものといえる。」の次に「したがって、本件建物の本件譲渡日の評価額は、3億6400万円と認めるのが相当である、」を加える。
- (7) 同29頁1行目冒頭から同頁5行目末尾までを削除する。
- (8) 同29頁6行目の「イ」を「ア」と、同頁11行目の「ウ」を「イ」とそれぞれ改める。
- (9) 同29頁8行目の「前記アの金額と近似しており、」を削除し、同頁10行目の「とおりである。」の次に「したがって、本件土地の本件譲渡日の評価額は、9000万円とするのが相当である。」を加える。
- (10) 同30頁16行目の「1万2414円」を「4万9564円」と改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求は、理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは原判決の「事実及び理由」中「第4 当裁判所の判断」1ないし8に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 同34頁20・21行目の「租税公平主義」から同頁24行目末尾までを「通達によらないことが正当として是認されるような「特別の事情」の存否を審理の対象とすべきものと解することにはならないというべきである。」と改める。
 - (2) 同35頁8行目の「あるのであつて」から同頁9行目末尾までを「あるというべきである。」と改める。
 - (3) 同36頁19行目、同頁26行目の「亡Aグループ」をいずれも「亡A及びその親族」と改める。
 - (4) 同44頁10行目の「亡Aグループの者」を「亡A及びその親族」と改める。
 - (5) 同56頁18行目、同58頁14・15行目の「客観性を欠くものとどまる」をいずれも「客観性を欠くものである」と改める。
 - (6) 同60頁25行目末尾の次に以下のとおり加える。

「これに対して、控訴人らは、相続税法における評価通達が行政先例法的色彩を及び、厳格に画一的に適用されるのに対し、所得税通達は上級庁の下級庁に対する命令であつて、法源性が肯定されるものではなく、納税者を拘束するものではないのであるから、被控訴人が本件株式が所得税通達の定める評価方法に従って、価額が算定されたことを主張立証したのみでは、本件株式の評価額が客観的交換価値を超えないことを立証したことにはならないのであつて、本件株式の価額が「その時における価額」を超えないことを具体的に主張立証することを要するものであり、そのためには、本件株式の価額も、その基礎たる本件土地建物の価額についても、同一資産であつても、売り急ぎや買い進みなど取引成立の基礎となった主観的要因、売買に至る経緯や事情などの要素を附加して参酌した動態的評価によるべきであ

るから、控訴人らの援用する各不動産鑑定書の結果によるべきであり、Rとの間の本件土地建物の売買価格も客観的交換価値である旨を主張するようである。

しかし、評価通達のみならず、所得税通達59-6についても、株式の価額の算定方法として一般的な合理性があると認められることは前記（引用に係る原判決第4の2）判示のとおりであるから、本件株式について評価通達及び所得税通達の定める評価方法に従って算出された本件評価額も、当該通達の定める評価方法によっては当該株式の客観的交換を適切に算定することができない特別の事情の存しない限り、その客観的交換価値を超えるものではないと推認することができることは、前記（引用に係る原判決第4の1(2)）判示のとおりであって、上記特別の事情があるとは認められないことも前記（引用に係る原判決第4の3）判示のとおりであるから、控訴人らの主張は採用することはできない。

のみならず、前記（引用に係る原判決第4の4(1)イ(ウ)）判示の点に照らせば、控訴人らの援用する本件土地建物価格に関する各不動産鑑定書の記載は、直ちに、本件株式について、評価通達及び所得税通達の定める評価方法に従って算出された本件評価額がその客観的交換価値を超えるものでないとの前記認定判断を左右するに足りるものではなく、また、前記（引用に係る原判決第4の4(1)イ(ア)）判示の点に照らせば、Rと本件会社の間の本件土地建物の売買価格も、直ちに、本件株式について、評価通達及び所得税通達の定める評価方法に従って算出された本件評価額がその客観的交換価値を超えるものでないとの前記認定判断を左右するに足りるものではなく、これらの点からしても、控訴人らの主張は採用することができない。

また、控訴人らは、平成25年5月29日、株式会社kに対し、本件株式を1株2万円で売却したのであるから、本件株式について、本件評価額がその客観的交換価値を超えるものでないと推認することが許されない旨を主張するようである。

しかし、控訴人らの主張する上記売買は、平成18年3月24日の本件各譲渡から7年以上の期間が経過した後に行われたものであって、本件建物及び本件土地がホテル事業に使用されていたことも考え併せると、この間、本件建物及び本件土地の価格が相当程度下落したとしても不合理とは認められない上、本件会社の平成17年6月1日から平成18年5月31日の決算報告書（甲21）には、平成17年度の「宿泊室数41489室」、「客室稼働率62.9%」と記載されているのに対し、本件会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日の事業報告書（甲22）には、平成23年度の「宿泊室数18091室」、「客室稼働率27.2%」と記載されており、本件会社の主な事業であるホテル事業の業績が相当程度悪化したことが認められることをも総合すると、控訴人らの主張する上記売買価格から、直ちに、本件株式について本件評価額がその客観的交換価値を超えるものでないとの前記認定判断を左右するに足りるものではなく、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

控訴人らの主張は採用することができない。」

(7) 同61頁15行目の「当を得ない」を「採用することができない」と改める。

2 以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 山本 剛史
裁判官 平田 直人